

名古屋市公報	令和 2年 3月18日 第45号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目次	ページ
条 例	
○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を全市一丸となって防 止するための条例 (健福・総務課) (第1号)	5
○ 名古屋市東山動植物園基金条例 (緑土・総務課) (第2号)	8
規 則	
○ 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則及び 名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第15号)	10
○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則 (子青・総務課) (第16号)	11
○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第17号)	13
告 示	
○ 名古屋都市計画道路の変更 (住都・街路計画課) (第121号)	14
○ 名古屋都市計画用途地域の変更 (住都・都市計画課) (第122号)	16
○ 名古屋都市計画高度利用地区の変更 (住都・都市計画課) (第123号)	17
○ 名古屋都市計画地区計画の決定 (住都・都市計画課) (第124号)	18
○ 名古屋都市計画地区計画の変更 (住都・都市計画課) (第125号)	19
○ 名古屋都市計画地区計画の変更 (住都・都市計画課) (第126号)	20
○ 名古屋都市計画地区計画の変更 (住都・都市計画課) (第127号)	21
○ 名古屋都市計画地区計画の変更 (住都・都市計画課) (第128号)	22
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第129号)	23
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部 改正について (緑土・緑地管理課) (第130号)	26
○ 見解書について (環境・地域環境対策課) (第131号)	27
○ 公聴会について (環境・地域環境対策課) (第132号)	29
○ 配慮意見書について (環境・地域環境対策課) (第133号)	31
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市 民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく 形質変更時届出管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第134号)	33
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 について (環境・地域環境対策課) (第135号)	34

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第136号)	35
○ 名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務委託	(緑土・農業センター)	(第137号)	36
○ 名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	(住都・市街地整備課)	(第138号)	37
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課)	(第139号)	38
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課)	(第140号)	39
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課)	(第141号)	42
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第142号)	44
○ 車両制限令による道路の指定に関する告示	(緑土・道路管理課)	(第143号)	45
○ 車両制限令による道路の指定に関する告示	(緑土・道路管理課)	(第144号)	48
○ 名古屋市旧川上貞奴邸等の臨時休館について	(観光・歴史まちづくり推進室)	(第145号)	52

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会臨時会の開催について	(第6号)	53
-------------------	-------	----

交 通 局 管 理 規 程

○ I Cカード乗車券取扱規程の一部改正	(第3号)	54
----------------------	-------	----

病 院 局 管 理 規 程

○ 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部改正	(第1号)	55
○ 名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正	(第2号)	57
○ 名古屋市病院局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正	(第3号)	59
○ 名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程の一部改正	(第4号)	60

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	61
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	63

条 例 の あ ら ま し

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を全市一丸となって防止するための 条例（第 1号）

1 制定の目的

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、市、事業者及び市民の責務等を定めることにより、全市一丸となって当該感染症の感染拡大の防止に向けた取組を推進することを目的とします。（第 1条関係）

2 主な内容

(1) 新型コロナウイルス感染症まん延を防止するための市、事業者及び市民の責務を定めます。（第 2条から第 4条関係）

(2) 市長が新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に対して行う協力の求めについて定めます。（第 5条関係）

3 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市東山動植物園基金条例（第 2号）

1 制定の趣旨

東山動植物園の整備及び運営に要する資金に充てるため、名古屋市東山動植物園基金（以下「基金」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

基金の積立て、管理、益金の処理及び運用について必要な事項を規定します。（第 2条から第 5条関係）

3 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則及び名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則（第15号）

1 改正内容

診療科に関して、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第16号）

1 改正内容

(1) 名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部改正により、名古屋市宮前保育園及び名古屋市宝生保育園を廃止するため、規定の整理を行います。（第 2条及び附則第 3項関係）

(2) 名古屋市あけぼの学園の定員を変更します。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 2年 6月 1日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則（第17号）

1 改正内容

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第24条関係）

(2) 保険料の減免について、規定の整備を行います。（附則関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を全市一丸となって防止するための条例をここに公布する。

令和 2年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 1号

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を全市一丸となって防止する
ための条例

(目的)

第 1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2年政令第11号。以下「政令」という。）第 1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）のまん延を防止するため、市、事業者及び市民の責務等を定めることにより、全市一丸となって当該感染症の感染拡大の防止に向けた取組を推進することを目的とする。

(市の責務)

第 2条 市は、広報活動等を通じた新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発並びに当該感染症に関する情報の収集、整理及び発信に努めなければならない。この場合において、市は、当該感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

（事業者の責務）

第 3条 事業者は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持つとともに、自己の管理する場所又は施設において当該感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、従業員が新型コロナウイルス感染症を他人に感染させることがないように、その従業員に対する質問又は必要な調査（政令第 3条において読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）第15条第 1項又は第 2項の規定による質問又は必要な調査をいう。）及びこの条例第 5条第 1項又は第 2項の規定による求めが円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第 4条 市民は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持つとともに、当該感染症の感染拡大の防止に十分に注意を払うよう努めなければならない。

（感染を防止するための協力）

第 5条 市長は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に対し、国等の知見に基づく当該感染症の潜伏期間等を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態等について情報の提供を求めることができる。

2 市長は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、前項の規定により情報の提供を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から不要不急の外出をしないよう協力を求め、又は当該感染症の感染拡大の防止に必要な情報の提供を求めることができる。

3 市長は、前 2項の規定による求めをする場合には、当該求めを受ける者のプライバシー等に配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症の新たな発生又はまん延を防止するために必要な最小限度のものとしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、政令第 2 条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。

名古屋市東山動植物園基金条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 13 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 2 号

名古屋市東山動植物園基金条例

(設置の目的)

第 1 条 東山動植物園の整備及び運営に要する資金に充てるため、名古屋市東山動植物園基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金には、東山動植物園の整備及び運営のための寄附金及び市長が必要と認めた額を積み立てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第 4 条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則及び名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第15号

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則及び名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則

(名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則（平成元年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第 3条中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

(名古屋市保護施設管理規程の一部改正)

第 2条 名古屋市保護施設管理規程（昭和41年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第32条中「神経内科」を「脳神経内科」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

附 則

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第16号

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉施設条例施行細則（平成17年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項の表中

「

障 害 児 入 所 施 設	名古屋市あけぼの学園	84人	を
---------------	------------	-----	---

」

「

障 害 児 入 所 施 設	名古屋市あけぼの学園	80人	に
---------------	------------	-----	---

」

改め、同条第 2項の表中

「

名 古 屋 市 宮 前 保 育 園	20人	20人	60人	100人	及
-------------------	-----	-----	-----	------	---

」

び

「

名古屋市宝生保育園	20人	20人	50人	90人	を
-----------	-----	-----	-----	-----	---

」

削る。

附則第 3 項の表中「、名古屋市宝生保育園」を削り、「名古屋市宮前保育園、名古屋市黒石保育園」を「名古屋市黒石保育園」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の表の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月11日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第17号

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第24条中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第22条の 2第 1項各号に掲げる者」に改める。

附則第20条中「平成32年 3月」を「令和 3年 3月」に改める。

附 則

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。ただし、附則第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 121号

名古屋都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画道路を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
1・4・5号 高速 1号線	名古屋市中川区 島井町	名古屋市名東区 猪高町大字高針 字原	名古屋市中村区 畑江通 3丁目 名古屋市中村区 名駅南三丁目 名古屋市中区 千代田五丁目 名古屋市千種区 田代本通 4丁目

1・4・7号 高速 3号線	清須市朝日検見	名古屋市港区 船見町地先	清須市阿原宮東 名古屋市西区 あし原町 清須市西枇杷島町 小田井 1丁目 名古屋市西区 庄内通 1丁目 名古屋市中村区 名駅四丁目 名古屋市熱田区 六番一丁目 名古屋市港区 東海通 3丁目
3・3・19号 広井町線	名古屋市西区 則武新町四丁目	名古屋市中区 大須一丁目	名古屋市中村区 名駅一丁目
3・1・122号 桜通線	名古屋市中村区 名駅四丁目	名古屋市千種区 池下一丁目	名古屋市東区 東桜二丁目
3・2・132号 岩井町線	名古屋市中川区 五月通 2丁目	名古屋市中区 千代田三丁目	名古屋市中村区 名駅南五丁目
7・7・87号 九重町線	名古屋市中川区 九重町	名古屋市中川区 九重町	
7・7・88号 百船町線	名古屋市中川区 百船町	名古屋市中村区 下米野町 2丁目	

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 122号

名古屋都市計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画用途地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 123号

名古屋都市計画高度利用地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度利用地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度利用地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 124号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 平針黒石第二地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市天白区天白町大字平針字黒石の一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 125号

名古屋都市計画地区計画の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 牛島南地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市西区牛島町並びに中村区牛島町及び名駅一丁目の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 126号

名古屋都市計画地区計画の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 大井町地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市中区大井町の一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 127号

名古屋都市計画地区計画の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 徳重駅周辺地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市緑区元徳重一丁目の一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 128号

名古屋都市計画地区計画の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 錦二丁目 7番地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市中区錦二丁目の一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第129号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和2年3月10日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和2年3月10日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	伏屋第70号線	名古屋市中川区伏屋三丁目1番の61地先から	前	0.005	3.30	附 図 隔切りの拡幅
			名古屋市中川区伏屋三丁目1番の61地先まで	後	0.005	3.30	
	B	伏屋第70号線	名古屋市中川区伏屋三丁目1番の59地先から	前	0.005	3.30	隔切りの拡幅
			名古屋市中川区伏屋三丁目1番の59地先まで	後	0.005	3.30	

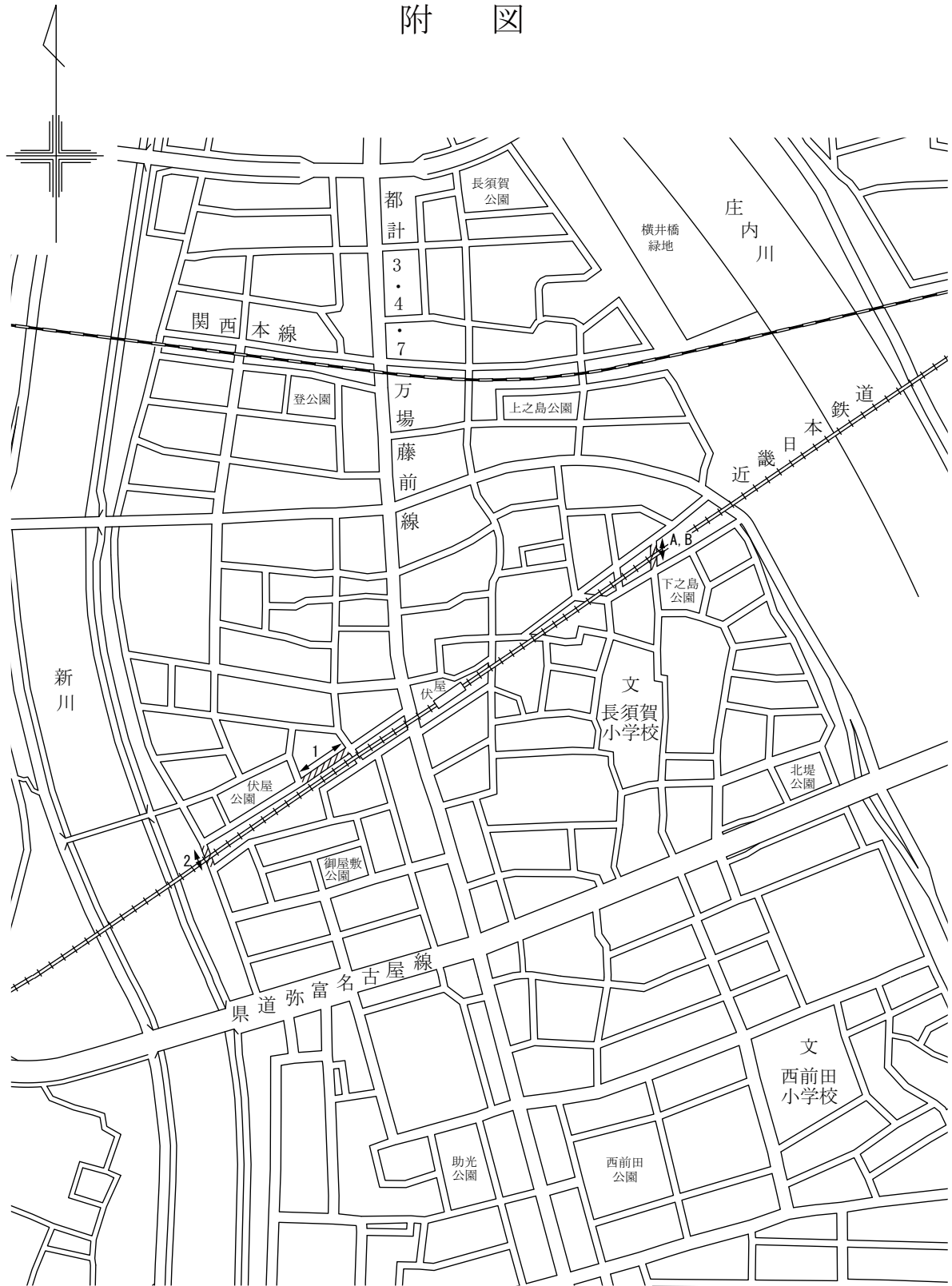
2 道路の供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	伏屋四丁目第1号線	名古屋市中川区伏屋四丁目601番地先から 名古屋市中川区伏屋四丁目601番地先まで	附 図

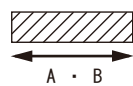
	2	伏屋第57号線	名古屋市中川区助光一丁目26番の41地先から 名古屋市中川区助光一丁目26番の45地先まで	
--	---	---------	--	--

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

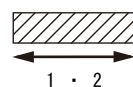
附 図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分



道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 130号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 2年 3月10日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

幸心南公園	守山区幸心一丁目	図面守山 114の 区域	平成31年 4月 8日
-------	----------	-----------------	-------------

」

を

「

幸心南公園	守山区幸心一丁目	図面守山 114の 2の区域	平成31年 4月 8日
-------	----------	-------------------	-------------

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第131号

見解書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第20条第1項の規定に基づき、事業者から名古屋市南陽工場設備更新事業に係る見解書の提出がありましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この見解書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年3月10日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市

名古屋市長 河村たかし

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

名古屋市南陽工場設備更新事業

廃棄物処理施設の建設

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区藤前二丁目101番地

4 見解書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

- ウ 名古屋市港区春田野三丁目1801番地
港区役所南陽支所（以下「南陽支所」という。）
- エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）
- オ 名古屋市港区野跡四丁目11番地2号
名古屋市野鳥観察館（以下「野鳥観察館」という。）
（稲永公園内）

(2) 縦覧期間

令和2年3月10日（火）から同月24日（火）まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南陽支所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、環境学習センターにあつては同月10日（火）から同月16日（月）まで及び同月23日（月）を、野鳥観察館にあつては同月10日（火）から同月16日（月）まで、同月18日（水）及び同月23日（月）を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課、港区役所及び南陽支所
午前8時45分から午後5時15分まで
- イ 環境学習センター
午前9時30分から午後5時00分まで
- ウ 野鳥観察館
午前9時00分から午後4時30分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第132号

公聴会について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第21条第1項の規定に基づき、名古屋市南陽工場設備更新事業に係る公聴会を開催しますので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和2年3月10日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市

名古屋市長 河村たかし

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

名古屋市南陽工場設備更新事業

廃棄物処理施設の建設

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区藤前二丁目101番地

4 開催日時

令和2年4月25日（土）午後1時30分から

5 開催場所

名古屋市港区藤前二丁目101番地

名古屋市南陽工場 1階 研修室

6 意見陳述に関する事項

(1) 意見を陳述することができる者

ア 本市の区域内に住所を有する者又はその推薦を受けた学識経験者（以下「学識経験者」という。）

イ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者（以下「通勤者」という。）

(2) 意見を陳述することができる者の人数

10名以内

(3) 1人当たりの陳述時間

10分以内（ただし、補足意見の陳述時間は5分以内）

7 意見陳述の申出に関する事項

(1) 申出の期限

令和2年4月8日（水）まで

(2) 申出先

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

（名古屋市役所東庁舎5階）

(3) 意見陳述の申出に必要な記載事項等

ア 公聴会において意見を陳述しようとする者の氏名及び住所

イ 通勤者にあつては勤務先の名称及び所在地

ウ 公聴会の対象である対象事業の名称及び種類

エ 見解書についての環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語により意見の理由を含めて記載すること。）

オ 学識経験者にあつては当該学識経験者を推薦する者の氏名及び住所、当該学識経験者の氏名及び住所並びに学識経験の内容並びに当該学識経験を推薦する理由を記載した推薦書を添付すること。

(4) 申出方法

ア 郵送

イ 持参

8 傍聴することができる者の人数

80名程度

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第133号

配慮意見書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第7条の5第1項の規定に基づき、令和2年3月2日付けで、（仮称）大江川下流部公有水面埋立てに係る計画段階環境配慮書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下「配慮意見書」という。）を作成しましたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この配慮意見書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年3月10日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名古屋市

名古屋市長 河村たかし

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(2) 名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 大村秀章

名古屋市港区港町1番11号

2 対象事業の名称及び種類

（仮称）大江川下流部公有水面埋立て

公有水面の埋立て

3 対象事業の実施想定区域

名古屋市港区大江町及び昭和町地先から南区宝生町及び大同町地内まで

4 配慮意見書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎 5 階）

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号
港区役所

ウ 名古屋市南区前浜通 3 丁目10番地
南区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）

オ 名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の10
名古屋市南生涯学習センター（以下「南生涯学習センター」という。）

(2) 縦覧期間

令和 2 年 3 月10日（火）から同月24日（火）まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南区役所にあつては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を、環境学習センターにあつては同月10日（火）から同月16日（月）まで及び同月23日（月）を、南生涯学習センターにあつては同月10日（火）から同月15日（日）まで及び同月23日（月）を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、港区役所及び南区役所
午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター
午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

ウ 南生涯学習センター
午前 9 時00分から午後 9 時00分まで（ただし、日曜日及び祝日法による休日にあつては午後 5 時00分まで。）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 134号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 3項の規定に基づき、当該区域に係る平成31年名古屋市告示第 187号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を解除します。

令和 2年 3月12日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市中村区松原町 1丁目23番 1の一部
- 2 形質変更時届出管理区域の指定を解除する土地
名古屋市中村区松原町 1丁目23番 1の一部
- 3 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 ^ひ砒素及びその化合物
 ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 135号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、平成28年名古屋市告示第 253号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 2年 3月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市南区東又兵ヱ町 1丁目57番 2の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

シスー・二ージクロロエチレン

トリクロロエチレン

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 136号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第77号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 2年 3月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市西区中小田井二丁目 2番の一部及び 3番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物（土壤含有量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 137号

名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務を、次のように委託しました。

令和 2年 3月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号
公益財団法人名古屋市みどりの協会
理事長 二神 望

2 委託した期間

令和 2年 2月18日から同年 3月31日までのうち名古屋市農業センター条例
施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 4条に規定する市長が指定す
る期間

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 138 号

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

令和 2 年 3 月13日から同月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第139号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和2年3月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

御器所三丁目天池・御所・洲原3番地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市昭和区御器所三丁目1812番	令和2年2月17日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 140号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 3月13日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
合同会社 P & H 愛知県海部郡大治 町大字八ツ屋字堤 添 111番地の 8	ヘルパーステーシ ョンポニー 名古屋市中村区稲 上町 3丁目 4番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2310101411	令和 2年 3月 1日
特定非営利活動法 人くらし応援ネッ トワーク 名古屋市熱田区金 山町一丁目 8番13 号	イマジン 名古屋市中川区五 女子一丁目11番21 号— 2	就労継続支援 B型	2311301481	令和 2年 3月 1日
株式会社櫻 愛知県海部郡大治 町大字砂子字大宮 崎2645番地の19	訪問介護事業所知 恵 名古屋市中川区供 米田三丁目1604番 地	居宅介護 重度訪問介護	2311301572	令和 2年 3月 1日

株式会社さくら荷 役 名古屋市西区笹塚 町 1丁目26番地の 2	笑わらのお家名城 公園 名古屋市北区柳原 二丁目 2番23号	就労継続支援 B型	2317301576	令和 2年 3月 1日
一般社団法人On e L i f e 名古屋市名東区牧 の里一丁目1316番 地	J o b L i f e 名古屋市名東区猪 子石原二丁目 910 番地	就労継続支援 B型	2318001258	令和 2年 3月 1日
株式会社シオン 愛知県日進市藤塚 一丁目 130番地	訪問介護ステーシ ョンサワ 名古屋市名東区高 針台二丁目 101番 地	居宅介護 重度訪問介護	2318001332	令和 2年 3月 1日
NPO法人柳 名古屋市南区三吉 町 4丁目73番地	ヘルパーステーシ ョン柳の実 名古屋市南区三吉 町 4丁目73番地	行動援護	2318101140	令和 2年 3月 1日
有限会社若田プロ モーション 名古屋市緑区若田 三丁目1001番地	わかたリハビリデ イサービス 名古屋市緑区若田 二丁目 913番地	自立訓練（機 能訓練） 自立訓練（生 活訓練）	2318501430	令和 2年 3月 1日
	わかたデイサービ ス 名古屋市緑区姥子 山三丁目 407番地	生活介護 自立訓練（機 能訓練） 自立訓練（生 活訓練）	2318501448	令和 2年 3月 1日
株式会社アイフィ ット	早稲田イーライフ 神の倉	居宅介護 重度訪問介護	2318501455	令和 2年 3月 1日

名古屋市緑区鳴海 町字赤塚 102番地 の13	名古屋市緑区鳴海 町字赤塚 102番地 の13	同行援護		
-------------------------------	-------------------------------	------	--	--

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 141号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 3月13日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人B R A N C O 名古屋市熱田区金 山町一丁目15番10 号	相談支援事業所B R A N C O 名古屋市千種区今 池一丁目 5番 9号	一般相談支援 特定相談支援	2337100115	令和 2年 3月 1日
		障害児相談支 援	2377100124	
一般社団法人まゆ り福祉会 愛知県丹羽郡扶桑 町大字南山名字新 津 8番 2	相談支援事業所た まゆり 名古屋市千種区田 代本通 2丁目 1番 地	一般相談支援 特定相談支援	2337100123	令和 2年 3月 1日
		障害児相談支 援	2377100116	
特定非営利活動法 人トレジャーシッ プ	相談支援事業所な なふく 名古屋市守山区大	特定相談支援	2337600254	令和 2年 3月 1日
		障害児相談支 援	2377600255	

名古屋市守山区大 字下志段味字北畑 96番地の 2	字下志段味字池田 758番地			
T o m y ' s 合同 会社 名古屋市緑区大高 町石ノ戸 4番地の 2	相談支援よすが 名古屋市緑区大高 町石ノ戸 4番地の 2	一般相談支援 特定相談支援	2338500206	令和 2年 3月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 142号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月13日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社N P r o j e c t 名古屋市西区万代 町 1丁目38番地	金シャチ訪問介護 センター 名古屋市西区万代 町 1丁目38番地	居宅介護 重度訪問介護	2310201310	令和 2年 2月10日
アサヒサンクリー ン株式会社 静岡市葵区本通十 丁目 8番地の 1	アサヒサンクリー ン在宅介護センタ ー相生山 名古屋市緑区相川 三丁目33番地	居宅介護 重度訪問介護	2318500945	令和 2年 2月29日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 143 号

車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のように指定し、併せて同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のように定めます。

令和 2 年 3 月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する道路の路線名及び区間

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘要
市道	1	潮風線	名古屋市港区汐止町 1 番 1 地先 から 名古屋市港区空見町 1 番18地先 まで	附図
市道	2	西築地第 5 号線	名古屋市港区港町 101 番地先か ら 名古屋市港区港町 103 番 1 地先 まで	
市道	3	大江東線支線第 2 号	名古屋市港区昭和町18番30地先 から 名古屋市港区昭和町 8 番地先ま で	
市道	4	大江東線支線第 5 号	名古屋市港区昭和町30番 5 地先 から 名古屋市港区昭和町30番17地先 まで	

市道	5	潮見町線支線第 2号	名古屋市港区潮見町4番地先から 名古屋市港区潮見町11番1地先 まで
市道	6	潮見町線支線第 3号	名古屋市港区潮見町3番地先から 名古屋市港区潮見町10番4地先 まで

2 指定する期日

令和2年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

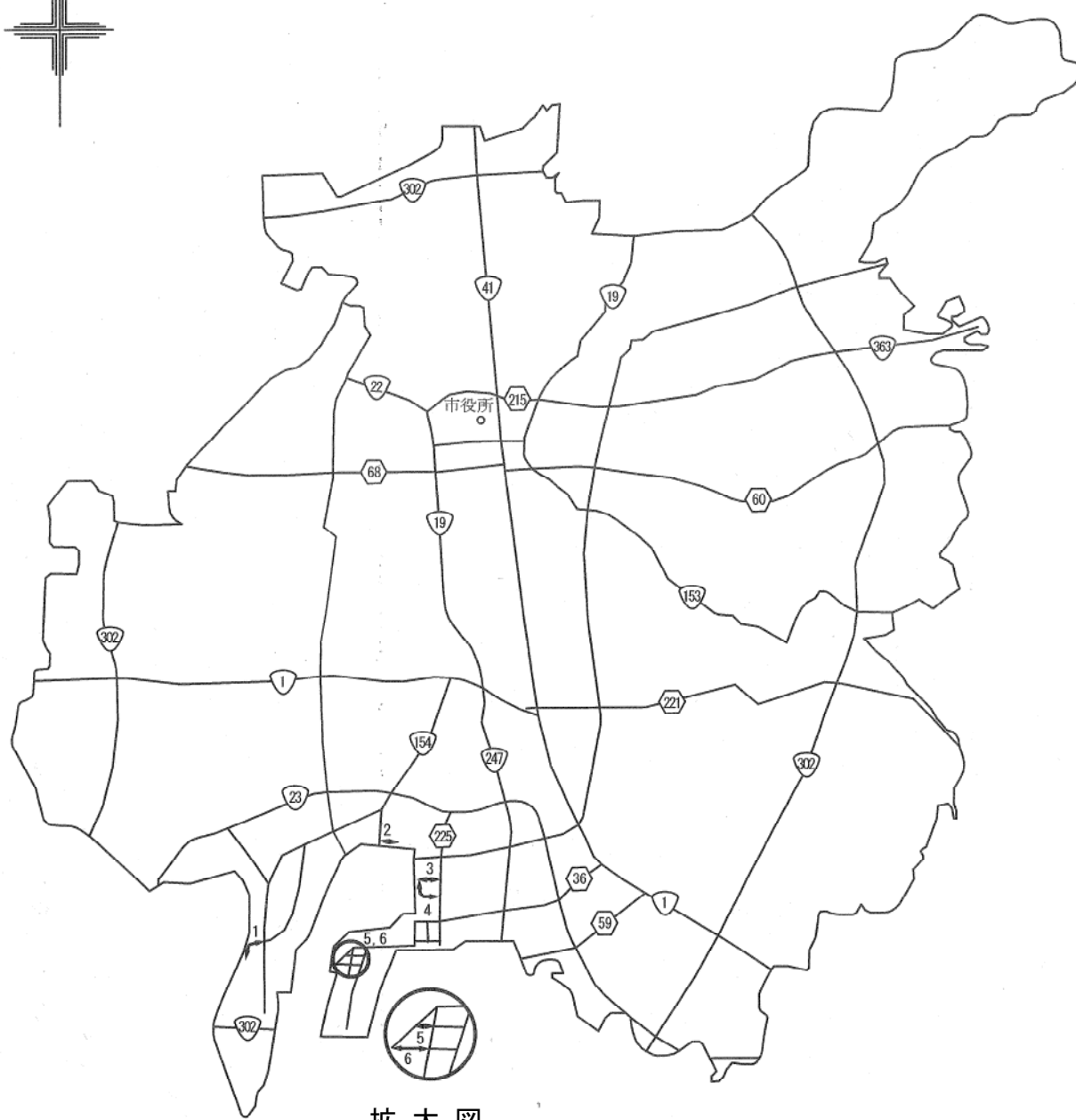
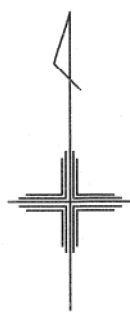
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

附 図



拡大図

凡 例

↔ 今回指定する部分

名古屋市告示第 144 号

車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように定めます。

令和 2 年 3 月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する道路の路線名及び区間

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘要
市道	1	梅ノ木線支線第 1 号	名古屋市港区空見町 1 番37地先 から 名古屋市港区空見町 3 番地先ま で	附図
市道	2	金城埠頭線	名古屋市港区稲永一丁目1207番 2 地先から 名古屋市港区稲永四丁目1111番 地先まで	
市道	3	西築地第 5 号線	名古屋市港区港町 101 番地先か ら 名古屋市港区港町 103 番 1 地先 まで	
市道	4	大江東線支線第 2 号線	名古屋市港区昭和町18番30地先 から 名古屋市港区昭和町 8 番地先ま で	

市道	5	大江東線支線第5号	名古屋市港区昭和町30番5地先から 名古屋市港区昭和町30番17地先まで
県道	6	名古屋東港線	名古屋市港区船見町57番4地先から 名古屋市港区船見町10番1地先まで
県道	7		名古屋市港区潮見町8番地先から 名古屋市港区潮見町7番地先まで
県道	8		名古屋市港区潮見町37番6地先から 名古屋市港区潮見町7番地先まで
県道	9	名古屋半田線	名古屋市港区船見町1番135地先から 名古屋市港区昭和町13番17地先まで
市道	10	船見町線第1号	名古屋市港区船見町1番130地先から 名古屋市港区船見町1番33地先まで
市道	11	船見町第2号線	名古屋市港区船見町40番地先から 名古屋市港区船見町1番130地先まで
市道	12	船見町線第2号	名古屋市港区船見町1番128地先から 名古屋市港区船見町1番39地先まで
市道	13	潮見町線支線第5号	名古屋市港区潮見町11番3地先から 名古屋市港区潮見町1番4地先まで
市道	14	潮見町線支線第2号	名古屋市港区潮見町4番地先から 名古屋市港区潮見町15番地先まで

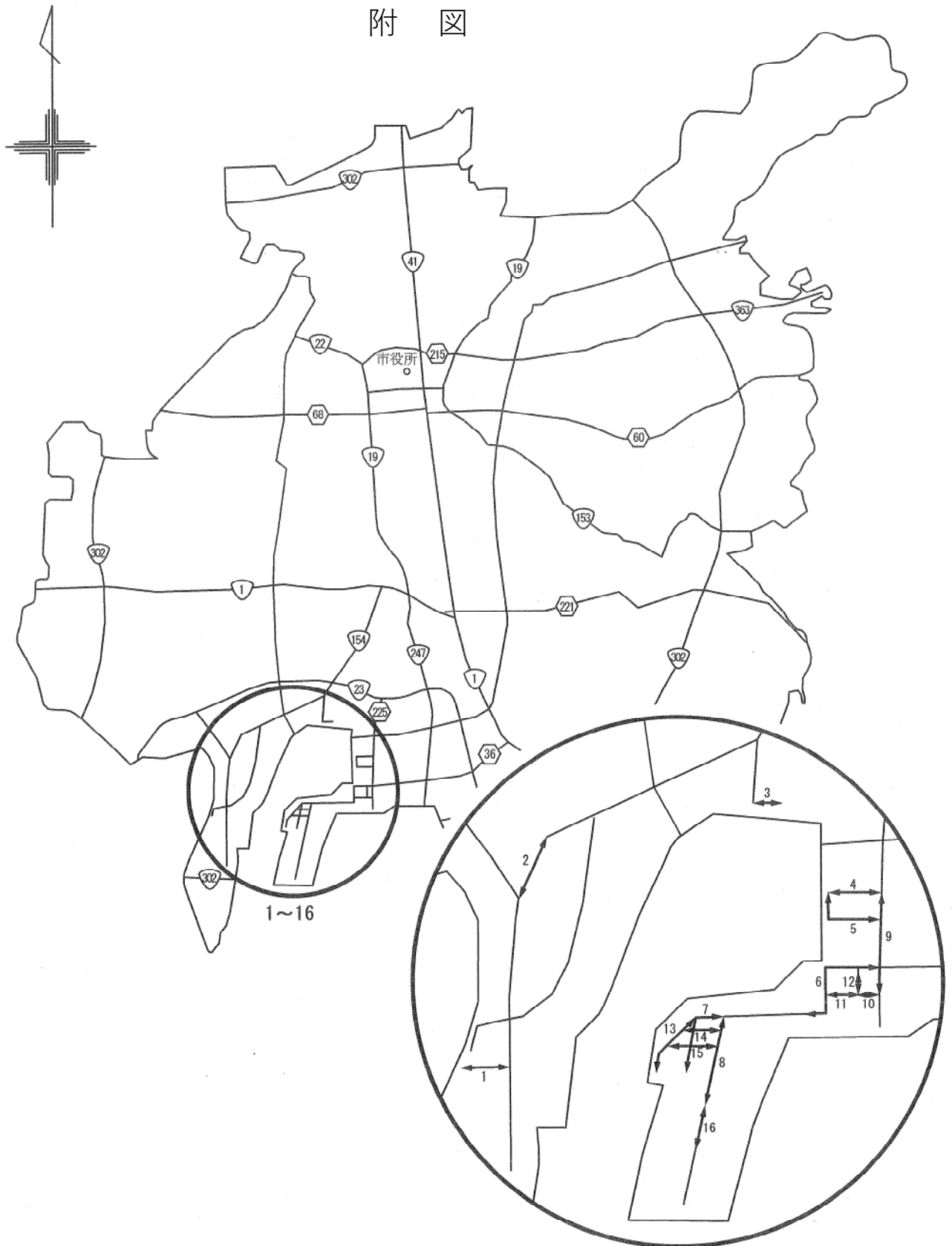
市道	15	潮見町線支線第 3 号	名古屋市港区潮見町 3 番地先か ら 名古屋市港区潮見町14番地先ま で
市道	16	潮見町第 1 号線	名古屋市港区潮見町37番27地先 から 名古屋市港区潮見町37番52地先 まで

2 指定する期日

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

附 図



凡 例

拡大図

←→ 今回指定する部分

名古屋市告示第 145号

名古屋市旧川上貞奴邸等の臨時休館について

名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋市規則第92号）第 2条の 2第 1項、名古屋市文化のみち榿木館条例施行細則（平成20年名古屋市規則第 131号）第 3条第 1項及び名古屋市揚輝荘条例施行細則（平成24年 8月 3日名古屋市規則第 112号）第 3条第 1項の規定により、次の施設を令和 2年 3月 16日（月）から同月31日（火）までの間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため臨時休館します。

令和 2年 3月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の名称

名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）

名古屋市文化のみち榿木館

名古屋市揚輝荘（南園 聴松閣）

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市教育委員会告示第 6号

教育委員会臨時会の開催について

令和 2年 3月18日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和 2年 3月11日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

市長の権限に属する事務の補助執行等に係る協議について

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則案について

名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について

教職員人事について

事務局人事について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局管理規程第3号

ICカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月11日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第7条第1項中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項各号」に改める。

附 則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 1号

名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

令和 2年 3月11日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1条 名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第 7条第 3項中「、若しくは失職し、又は死亡した（以下「退職等した」という。）した場合」を「、又は死亡した（以下「退職等した」という。）場合」に改める。

第40条第 2項中「支給する時期ごとの割合は、 1,000分の 925」を「割合は、 6月に支給する場合においては 1,000分の 925、12月に支給する場合においては 1,000分の 975」に、「 1,000分の 1,125」を「 6月に支給する場合においては 1,000分の 1,125、12月に支給する場合においては 1,000分の 1,175」に改める。

第42条第 1項第 2号中「（地公法第16条第 1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同項第 3号及び第 4号中「禁固」を「禁固」に改める。

第51条第 8項中「、若しくは地公法第16条第 1号に該当して地公法第28条第 4項の規定により失職し」を削る。

第 2条 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第40条第 2項中「割合は、 6月に支給する場合においては 1,000分の 925、12月に支給する場合においては 1,000分の 975」を「支給する時期ごとの割合は、 100分の95」に、「 6月に支給する場合においては 1,000分の 1,125、12月に支給する場合においては 1,000分の 1,175」を「 100分の 115」に改める。

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の名古屋市病院局職員の給与に関する規程第 40 条第 2 項の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

名古屋市病院局管理規程第 2号

名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

令和 2年 3月11日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1条 名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第34号）の一部を次のように改正する。

第 2条ただし書中「第16条第 2号又は第 5号」を「第16条第 1号又は第 4号」に改める。

第 4条第 2号中「第16条第 2号若しくは第 5号」を「第16条第 1号若しくは第 4号」に改める。

第17条の 2第 1号中「支給する時期ごとに」を「 6月に支給する場合においては」に改め、「まで）」の次に「、12月に支給する場合においては 1,000分の 865から 1,000分の 985まで（特定管理職員にあっては、100分の99から 100分の 132まで）」を加える。

第 2条 名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

第17条の 2第 1号中「 6月に支給する場合においては 1,000分の 815から 1,000分の 935まで」を「支給する時期ごとに 100分の84から 100分の96まで」に、「 100分の94から 100分の 127まで）、12月に支給する場合においては 1,000分の 865から 1,000分の 985まで（特定管理職員にあっては、100分の99から 100分の 132まで）」を「 1,000分の 965から 1,000分の 1,295まで）」に改める。

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第 2条の規定は令和 2年 4

月 1日から施行する。

- 2 第 1条の規定による改正後の名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程第17条の 2第 1号の規定は、令和元年12月 1日から適用する。

名古屋市病院局管理規程第 3号

名古屋市病院局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 3月11日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条第 1項中第 4号を削り、第 5号を第 4号とし、第 6号から第10号までを 1号ずつ繰り上げ、同条第 2項中「第15条」を「第17条」に改める。

第 3条第 1項第 1号中「東 5階病棟（以下「特定病棟」という。）における、」を「 8階西病棟（以下「特定病棟」という。）における」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は感染症の病原体に汚染されたものの消毒若しくは処理業務」を削る。

第 6条を次のように改める。

第 6条 削除

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市病院局職員の特殊勤務手当に関する規程の規定は令和 2年 1月 1日から適用する。

名古屋市病院局管理規程第 4号

名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 3月11日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 5条第 1項第 1号中「東病棟 1階」を「 5階東病棟」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程の規定は令和 2年 1月 1日から適用する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 3月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファニチャードーム本店

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7番

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
安井家具(株)	代表取締役 安井 隆豊	名古屋市中 区大須三丁 目12番35号	変更なし	代表取締役 立石 寿雄	名古屋市港 区金城ふ頭 二丁目 7番 地 1

3 変更の日

(1) 設置者の代表者については、令和元年 9月30日

(2) 設置者の住所については、令和元年 7月 1日

4 変更した理由

代表者及び住所変更のため

5 届出の日

令和 2年 2月 4日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 3月 9日から同年 7月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 7月 9日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月9日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ白土フランテ館

名古屋市緑区白土 803番 ほか24筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ヤマナカ白土フランテ館・サンリョー園芸センター緑店	ヤマナカ白土フランテ館

(2) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区白土 803番地 外24筆	名古屋市緑区白土 803番 ほか24筆

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)サンリョー	代表取締役 小林 直樹	名古屋市港区築盛町17番地	—	—	—	令和元年7月1日

2	(株)55ステーション	代表取締役 平尾 茂一	東京都港区 赤坂 7丁目 10番20号	—	—	—	平成 24年 6月 30日
3	上新電機(株)	代表取締役 土井 栄次	大阪市浪速 区日本橋西 1丁目 6番 5号	変更なし	代表取締役 金谷 隆平	変更なし	令和 元年 6月 30日

3 変更の日

- (1) 店舗の名称については、令和元年 7月 1日
- (2) 店舗の所在地については、令和 2年 1月29日
- (3) 小売業者については、2(3)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、サンリョー園芸センター緑店の閉店のため
- (2) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (3) No. 1及びNo. 2の小売業者については、退店のため
- (4) No. 3の小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 1月29日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 3月 9日から同年 7月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2 年 7 月 9 日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課